

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月11日

【会社名】 ザ・コリア・ファンド・インク
(The Korea Fund, Inc.)

【代表者の役職氏名】 社長
(President)
ロバート・ジェイ・ゴールドシュタイン
(Robert J. Goldstein)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 94111 カリフォルニア州
サンフランシスコ、フォー・エンバカデロ・センター
(Four Embarcadero Center, San Francisco, California 94111, U.S.
A.)
登記上の所在地
アメリカ合衆国 21202 メリーランド州
ボルチモア、イースト・ロンバード・ストリート300
ザ・コーポレーション・トラスト・インコーポレーテッド気付
(c/o The Corporation Trust Incorporated
300 East Lombard Street, Baltimore, Maryland 21202, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹内 光 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町 3 番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田中 郁 乃

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町 3 番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【提出理由】

ザ・コリア・ファンド・インク（以下、「本ファンド」という。）の財政状態および経営成績に著しい影響を与える事実が発生したので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成20（2008）年6月23日

(2) 当該事象の内容

本ファンドの発行済普通株式を発行済普通株式の約15%に相当する4,303,210株を上限として、また1株当たりの買付価格を2008年4月22日のニューヨーク証券取引所の取引終了時時点の1株当たり純資産額の98%として、2008年3月20日から同年4月21日まで、本ファンドのポートフォリオ証券と引き換えに買い付ける公開買付けを行なった。当該公開買付けにおいて、約8,806,920株の応募があり、本ファンドは、本ファンドの発行済普通株式の約15%に相当する4,303,210株（応募のあった株式の48.86%）を1株当たり25.284米ドルで、本ファンドのポートフォリオ証券と引き換えに買い戻した。2008年6月23日に、当該ポートフォリオ証券は申し出を行なった株主に交付された。本ファンドが買い戻した株式は、株主の承認なくして（関連法令で必要とされる場合は除く）再発行が可能なファンドの未発行の授権株式となる。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

本ファンドによる株式の買戻しにより、本ファンドの純資産（即ち、資産から負債を差し引いた額）は減少した。下表は、公開買付けに基づく4,303,210株の買戻しに対する影響を入れて調整した（費用を除く）、2008年4月22日現在の本ファンドの純資産を示したものである。

資本(注1)

	2008年4月22日現在	1株当たり25.284米ドルの 購入による調整 (注2)	調整後 (2008年4月22日現在)
純資産合計	740,042,043米ドル (72,820,137,031円)	(108,802,362)米ドル (10,706,152,421円)	631,239,681米ドル (62,113,984,610円)
発行済普通株式数	28,688,066株	(4,303,210)株	24,384,856株
1株当たり 純資産額(注3)	25.80米ドル (2,539円)	0.09米ドル (9円)	25.89米ドル (2,548円)

(注1) 本報告書において括弧内の円金額は、1米ドル=98.40円の換算率（2008年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した対顧客電信直物売相場の仲値）により計算されている。本報告書の表中、計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

(注2) 当該金額は、2008年4月22日現在の本ファンドの1株当たり純資産額の98%を示している。公開買付けに基づいて買い戻された株式は、買戻し価格設定日の純資産額である1株当たり25.284米ドルに対して2%のディスカウントで買い戻された。

(注3) 2008年4月22日付の本ファンドの1株当たり純資産額は、同日のニューヨーク証券取引所における通常取引の終了時の、本ファンドの総資産から総負債を引いた額を発行済株式総数で除して決定された。

2004年12月、本ファンド取締役会（以下、「取締役会」という。）は、本ファンド発行済株式の50%を上限として現物による買戻し提案を行い（2005年8月に実施された。）、その後半年毎に6回にわたって、各回につき本ファンド発行済株式の10%を上限として条件付きの現物による公開買付けを行う（このうち最初の2回は2006年2月（現金による買付け）および2006年10月（現物による買付け）に実施された。）との、株式買戻しプログラム（以下、「本プログラム」という。）を発表した。取締役会は、2006年10月の買付け提案の発表と同時に、残り4回となった半年毎の条件付き10%買付けにかえて、15%を上限とする条件付きの現物による買付けを最後に1回のみ行う（当該買付けは本報告書に関連するものである。）（以下、「本買付け」という。）との本プログラムの修正を決定した。本ファンドは、本プログラムの条件に従って参加株主に本ファンドのポートフォリオ証券を分配した結果、本ファンドが米国連邦所得税の目的上、キャピタル・ゲインまたはロスを認識することはないとの裁定を、内国歳入庁から得ており、本ファンドは本買付けの実施に当たってこの裁定に依拠している。

以上